

毎週土曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定する。

昭和二十八年十二月十八日

告示

鳥取県知事 西尾愛治

- ◆告示 生活保護法に基く医療機関の指定
- 種畜證明書の書換交付
- 種畜の廢用
- 種畜證明書の書換交付
- 肥料の登録
- 牧野改良事業補助要綱
- ◆人委規則 昭和二十九年一月分の職員の給与の支給の特例に関する規則

名

称

診療科名

所

在

地

中曾産婦人科医院

産科、婦人科

米子市灘町二ノ二〇九

大成村国民健康保険直営診療所大茅分院

内科、外科、小兒科、耳鼻科

岩美郡大成村柄本四七七番地二

カメノリ外科医院

外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、性病科

鳥取市瓦町一二四

田中歯科医院

歯科

倉吉市越中町

鳥取県告示第五百四十六号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和二十八年十一月十八日

一 書換交付

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭二八鳥取第八一號 黒毛和種 花榮 鳥取県東伯郡東郷松崎町 山根 芳藏 鳥取県東伯郡安田村 真山 光雄

鳥取県告示第五百四十七号

次の種畜は廃用された。

昭和二十八年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証明書番号 種類名前 申請理由 飼養者 旧飼養者 新飼養者

昭二八鳥取第一一七號 黒毛和種 中田 廃用

昭二八鳥地第六號 和仙

昭二八鳥地第七號 矢川

昭二八鳥地第七號 勇

昭二八鳥地第七號 鹿児島県に売却

昭二八鳥地第七號 安田村

昭二八鳥地第七號 浦安町

昭二八鳥地第七號 八橋町

昭二八鳥地第七號 金幸

証明書番号 品種名前 申請者

昭二八鳥地第一號 黒毛和種 花秀

昭二八鳥地第一號 東伯郡灘手村

昭二八鳥地第一號 松井秋光

証明書番号 品種名前 申請者

昭二八鳥地第一號 安藤修一

昭二八鳥地第一號 森下栄

昭二八鳥地第一號 田中吉藏

証明書番号 品種名前 申請者

昭二八鳥地第一號 北谷村

昭二八鳥地第一號 船木正告

00479

第2475号

昭和28年12月18日 金曜日 鳥取県公報 第2475号

鳥取県告示第五百四十九号
次の当該吏員の身分を証明する証票は昭和二十八年十月八日以降無効とする。

昭和二十八年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証票の種別番号 職名 氏名
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十五条の規定に基くもの
あん摩師・はり師・きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第一六号
第十条の規定に基くもの
診療エツクス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十七条の規定 第一七号
に基くもの

鳥取県告示第五百五十号
次のように当該吏員の身分を証明する証票を交付した。

昭和二十八年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証票の種別番号 職名 氏名
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十五条の規定に基くもの
あん摩師・はり師・きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百五号）第一九号
年法律第二百七号第十条の規定に基くもの
診療エツクス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二四号
二十七条の規定に基くもの

鳥取県告示第五百五十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

登録番号	肥料の名称	含有する成分の最少量(%)			生産業者名
		窒素	磷酸	カリ	
鳥取県二〇七	六、五胡麻油粕粉末	六、五	二、〇	一、〇	米子市灘町三丁目一四九 中国化成株式会社 長 素原 武一郎

鳥取県告示第五百五十三号
牧野改良事業補助要綱を次のように定める。
昭和二十八年十二月十八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
牧野改良事業補助要綱

第一 知事は、牧野法（昭和二十五年法律第二百九十四号。以下「法」という。）の実施に伴う牧野改良施設に要する経費に対し、この要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

- 第一に規定する経費は、次の各号の一に該当する牧野の改良施設に要する経費とする。
 - 法第三条の規定に基き牧野管理規程を設定した牧野
 - 農業協同組合又は同連合会の管理する牧野で牧野管理規程を設定した牧野
 - 法第九条の規定に基き保護牧野として必要な改良及び保全に関する措置の指示を受けた牧野
 - 前各号以外の牧野で牧野改良を実施することにより牧野改良上啓蒙宣傳的価値の大なる牧野で農林省

の同意を得た牧野

第三 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（別記様式第一号）に次の書類を添付して、その年度の八月三十一日までに知事に提出しなければならない。

- 事業計画書（別記様式第二号）
- 收支予算書（別記様式第三号）
- 農業協同組合又は同連合会の管理する牧野にあつては、改良事業実施に關する議決機関の決議を証する書類（任意組合の管理する牧野にあつては組合員が同意したことを証する書類）
- 牧野の所有者と改良事業実施者が異なるときは、改良事業実施について所有者が同意したことと証する書類（別記様式第四号）
- 知事は前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることができる。

第四 補助金の交付を申請したものは、第三に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合には、

- 知事は前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 事はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の還付

を命ずることができる。

一 この要綱の規定に違反したとき

二 補助金交付の条件に違反したとき

三 事業の実施方法が不適当と認めたとき

四 支出額が予算額に比べ著しく減少したとき

第七 事業実施者は、事業計画書、事業成績書、経費の收支及び事業実施に關する事項を明らかにした図面を備えて置かなければ事業実施状況を明らかにした図面を備えて置かなければならない。

第八 知事は必要があると認めるときは、事業実施成績、事業実施に伴う経費の收支その他必要な事項につき調査することができる。

第九 この要綱に基いて知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を經由しなければならない。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 牧野改良事業補助要綱（昭和二十七年九月鳥取県告示第四百五十七号）は、廃止する。

（別記） 様式第一号

牧野改良事業補助金交付申請書

鳥取県牧野改良事業補助要綱により補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

郡 町 大字 村 番地

鳥取県知事 氏 牧野管理者（組合長）

名 殿 氏 名

昭和28年12月18日 金曜日 鳥取県公報 第2475号

理定在野牧 者規地所 所有者管 理年月日管 分		積面野牧		積面良改要		事業計画書（又は事業成績書）	
積面	面積	項目事業	要改良面積	良改別業面積	昭和年度改良事業計画	数量	改良事業費
積面	面積	区分	町當事業費	計	事業費負担区分	単価	金額
積面	面積	県	事業者事	備	その他の	金額	金額
放牧地	計						
採草地							
町							
町							
町							
町							
円							
円							
円							
円							
円							
考							
理定在野牧 者規地所 所有者管 理年月日管 分							
積面	面積	項目事業	要改良面積	良改別業面積	昭和年度改良事業計画	数量	改良事業費
積面	面積	区分	町當事業費	計	事業費負担区分	単価	金額
積面	面積	県	事業者事	備	その他の	金額	金額
放牧地	計						
採草地							
町							
町							
町							
町							
円							
円							
円							
円							
円							
考							

- 事業実施者が行う補助の対象となる事業計画の概要
- 事業実施者が行う事業計画の概要

二 管理牧野改良事業（又は事業補助）計画

三 保護牧野改良事業（又は事業補助）計画

樹式第三号

支入の部

要	摘	（予算額）円	分	区
一、牧野改良事業費				
1　炭力ル				
2　〃				
計				

樣式第四号

同意書

この補助金交付申請書に添付されている牧野改良事業計画の実施に同意する。

昭和
年
月
日

牧野所有者住處

卷之二

附則

この規則は公布の日から施行する。

卷之三

人事委員會規則

昭和二十九年一月分の職員の給与の支給の特例に関する規則をここに公布する。

人事委員會規則

鳥取県人事委員会委員長 中・本・覺・藏

昭和十九年一月分の職員の給与の支給の特例
に関する規則